

申しあげます。

一議長(中西虎蔵君)これより各委員長報告に対する質疑を行います。

一五番(岩田博君)議長

一議長(中西虎蔵君)五番

一五番(岩田博君)総務委員長にご質問いたします。委員長報告は了とされるのですが、関連として質問いたしますが、実は本会議の初日にあいて、私一般質問におきまして、青少年問題について質問したので、すかわれわれ議員全員が委員となっており、青少年協会の会長は町長ですが、副会長、理事等は、一応青少年問題協議会の条例には、第五条に「会長は協議会を代表し、会務を総理する」、協議会に副会長二名を置く、三、副会長は委員の互選するとありますが、かわれわれは副会長の互選に参加した事はないのですが、その点ご説明願いたいと思います。

一議長(中西虎蔵君)六番

一六番(石川信義君)たゞいま五番議員さんからの質問で、ございしますが、もちろん執行的な問題の細部につきましては、教育長から説明願いたして、いたゞく事になると思いますが、五番議員さんが申し上げましたとおり、福生町青少年問題協議会というのかわが福生町といたしました。は、条例化されておりまして、従いまして、これからの協議の人事の構成というものは、私が説明するまでもなく協議会委員九十七名からなっております。その内の二十名というのが、常任委員会となっております。に、地区委員会という、町内会長がその責務をとつてあるようで、ございします。が、地区委員は二名であります。が、たしかに、ご指摘のとおり、常任委員会というふうなものが、青少年問題協議会に対して、実質的に行なわれておらないという事は、私も認める訳で、ございしますが、これの運営としては、教育長も頭を悩ましているものと思っております。と云う事

は、先般も十月十四日頃と思いましたが、改善センターにおきまして、地区委員長にご集合願います。さらに常任委員会が、おまゝして地区状況等を拝聴いたしまして、今後の青少年問題と、いかように形にもって行くべきであらうかという事につきまゝしては、たしかに十分なる研究されてあり、心配はされてある訳で、ございませうか。たゞいま、ご指摘の関係にいたしまして、せつかく条例化されており、協議会というものがもたれないというものにつきましては、たしかにわれわれといたしましても、その会長である町長にご要望申し上げて来ておた訳で、ございませうか。いろいろな関係で、ご案内をいたぶかなかつたという訳ですが、末端にいつての青少年の問題に対する活動は、十分な活動がなされておられるように考えますので、こういう事によつて協議会が、開けなかつたのかという点については、この際、教育長から、ご説明願ひまして、お答へとさせていたぶきたいと思ひます。

一議長(中西虎蔵君) 篠崎教育長

一教育長(篠崎俊夫君) 青少年問題協議会は、発足いたしました時に一度協議会を開いてあるので、ございませうか。発足しました時に会長は、もちろん条例にうたつてあるとおり町長で、副会長は議長さんと教育長が、やつてもらうのが、適当だという事になっております。本会議の一般質問にも、ご指摘を受けたので、ございませうか。できるだけ早い機会に、全員の協議会を開くよう努力したいと思ひます。

一五番(岩田博君) 議長

一議長(中西虎蔵君) 五番

一五番(岩田博君) たゞいま教育長を責めてもいたしかたないのですが、以後条例というものが、あるのですから、一応条例を尊重していたぶくよう、お願い申しあげます。

一議長(中西虎蔵君) これにて、質疑を終結いたします。おはかりいたします。

議案第五四号は、各委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議 長(中西虎蔵君) ご異議なしと認めます。よって議案第五四号は、各委員長報告のとおり可決いたしました。

一議 長(中西虎蔵君) 日程第六昭和四十年年度福生町公益質屋特別会計予算案、議案第五五号を議題に供します。本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。七番

(七番杉本皆雄君登壇)

七番(杉本皆雄君) ご指名が、ございましたので、審査報告を申し上げたいと存じます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

以上の件につきまして、補足説明を申し上げたいと存じます。公益質

屋特別会計予算案につきましては、四十年年度の一般会計より特別会計も地財法の関係から特別会計に、するということと、別個にしたもので、ございまして、各議員さん方もご存知のとおりだと思います。たゞ運転資金の面につきまして、厚生委員会におきましては、非常に心配をされて、現在の残額において、今年度の年末において、一般住民の方々が金銭面でも、ご苦勞なされる時期でもあり、この程度の運転資金で、年末は、大丈夫なのかという、ご心配の点も出たわけで、ございしますが、担当課長といたしましても、前年度から考へまして、この程度の残額があれば、本年度は、なんとかやていけるのでは、なかうかというような詳細な説明がありましたので、本委員会としても、原案とあり可決した次第で、ございしますので、なにとぞよろしく、ご可決あらん事を、お願い申し上げます。次第で、ございます。

一議 長(中西虎蔵君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第五五号は委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)ご異議なしと認めます。よって議案第五五号は委員長報告のとおり可決いたしました。

一五番(岩田博君)議長 休憩願います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)それでは、こゝで暫時休憩いたします。

休憩午前九時五十五分

開議午前十時七分

一議長(中西虎蔵君)休憩前に引き続き会議を開きます。

一十二番(大沼秀伍君)議長

一議長(中西虎蔵君)十二番

一十二番(大沼秀伍君)先ほどの一般会計、補正予算の報告中におきまして、厚生委員会所管の厚生委員長の内容において、一般会計に含まれておらない水道会計の報告があつたように記憶しておりますが、これは、一般会計に含まれておりませんので訂正をお願いたします。

一議長(中西虎蔵君)おはかりいたします。たゞいま十二番議員より発言がありましたとおり、厚生委員会委員長報告のうち水道会計が含まれておりましたが、これを議事録から削除したいと思ひますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)ご異議なしと認めさよう決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君)日程才七、昭和四十年、度、福生町国民健康保険特別会計、補正予算才一、号、案、議案才五、六号と議題に供します。本件について

ては、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。七番

(七番杉本皆雄君登壇)

七番(杉本皆雄君)ご指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

以上の点につきまして補足説明を申しあげたいと存じます。国民健康保険特別会計補正予算につきまして、特に保険料の問題について、二十三区との格差並びに隣接町村との格差等が中心となりまして、委員会としても慎重審議された次でございまして、この補正予算については慎重審議の結果、原案を可決した次でございまして、この点についてよろしく皆さん方のご理解をいただきます。原案どおり可決あらん事をお願い申しあげる次でございまして。

議長(中西虎蔵君)これより委員長報告に対する質疑を行います。

十三番(大久保一郎君)議長

議長(中西虎蔵君)十三番

十三番(大久保一郎君)国保の財政に関する問題として厚生委員長に、ご質問いたします。先般新聞に報道されたものでございまして、十月二十四日付の東京新聞の都下版に大きな見出しをいたしまして、見逃すな悪徳医師、保険料請求水増し通院も入院とすると、又西郡福生町では、病院に通っている患者を入院しているとし、多額の不正請求をしている、医師があり、都が調査にのりだすとしてあり、この市町村でも医療費が年ごとにかさみ、国保財政が赤字になつてい、こんな不正があるならば、いくら保険料を上げても追いつかないと、国保運営協議会長杉本皆雄会長も嘆かせていると、内容といたしましては、当町事務者ぶさん六十才は、去る一月から高血圧で某医院の診療を受

けている。ふさんは去る十月二十日まで一度もその医院に入院したことはない。医師からは四月から七月までの一週間ふさんが入院したとの請求が町に届いており、ふさんは今年になつて国保の保険料を納めていないので、保員が徴収に行き、この不正かわつたが、しかし町には調査する権限がないので、都に委嘱したというような記事が東京新聞に大きく報道されておりますが、これは財政にとりましても重要な問題であらうと存じます。こうした事実があつたかどうかという点だけでも委員長にご質問いたします。

一七番(杉本皆雄君)議長

議長(中西虎藏君)七番

一七番(杉本皆雄君)たゞいま大久保議員からご質問がございまして、件でございしますが、東京新聞に記載された中に私の名前が入つておたようで、ございしますが、この点につきましては、私何も東京新聞から連

絡もいたゞいておりませんし、お目にかつた事もございせんので、新聞記者の方で、おそらく私の名前を書き入れたのではなかつたかと考へるもので、ございします。内容につきましては早速私も心配で、ございします。で、担当課に参りまして、色々とお話をした訳でございまして、又、お子も伺つた訳でございしますが、この内容につきましては、事実さういう点があつたやに伺われるので、ございします。かゝいすれにいたしまして、町としても、この件につきましては、調査するといふような権限は持っておりませんので、現在東京都といたしまして、この件につきましては、相当慎重に調査してゐるやうに伺われますので、結果におきましては、私、知る範囲においては、現在判明してありませんので、この点については、担当課長からご説明願いたいと思ひます。あつた事は、事実でございします。

一十三番(大久保一郎君)議長

一議長(中西虎藏君)十三番

「十三番(大久保一郎君)」たゞいま委員長からご答弁願ひなわけですが、そういう問題があったという事は非常に重要な問題であらうと存じます。本件に對しまして、それらの問題との状況と又それに対する対策等がありましたら、担当課長からお願ひしたいと思ひます。

一議長(中西虎藏君) 住民課長

一住民課長(町田倍二君) たゞいまのご質問に對しましてお答へいたします。たゞいま委員長から報告がなされましたが、この発祥の端初でございませうが、実は八月十九日に都の指導監査がありまして、都から事務次官と職員三人が参りました。その時に毎月の診療状況を審査したのでございますが、各医者から診療請求が参りまして、都の連合審査をするんですが、例えば十月分だけの審査ですと関連性が出てこないわけ、後、にこちらに参りまして、例えば五月から十月までの数ヶ月を

並べてみますと、そうした関連性が出て来る訳でございませう。そういう審査をいたしました結果、この方については、月末になりまして一週間程度入院したとあり、これはおかしいのでは、ないかという事で、都で調査する事になったわけ、でございませう。たまたま新南等に出てありますように、本人が保険料を滞納してありまして、この事件とは別に、職員が徴収に行った訳で、ございませうが、その際、国保で入院しているにもかかわらず、保険料を滞納しては困るから、すぐ納入してもらいたいと申しあげましたところ、本人は、入院した事がないという事で、この事実がわかったわけ、であります。この件については、現在都において継続調査中、でございませう。ご参考までに申しあげますと、現在、国保係において診療請求書の確認書をとっておりまして、これは、また、東京都下におきまして、二、三ヶ所、村しかやっておりますが、おれども、素人で診療の内容は、訳りませんが、確認書の内容とわかる範囲で申しあげ

ますと、診療月、これは、被保険者がいつかいったかという月ですが、この記載漏れがあるかどうかという事、それから、医者にかかった場合の継続診療の場合は必ず「繰越」という文字がつくのですが、その場合初診料をとてあるかどうかという事、又、某の場合は十四日分以上は請求できない事になっております。これらに對して正しくなされていくかどうか事務屋で確認する訳でございます。確認事務をいたしまして、私ともわかつた事が、ある「医療機関」において、非常に重複が多いという事であり、その点、私どもの判断では「医療機関」の整備が非常に悪いという事でございます。それから診療内容が違うが、これは重複請求ではなろうかと思われるものが非常に多い訳でございます。そういう診療の重複請求が非常に多い訳で、この関係につきまして、都で心配してありまして、私どももいたしましても、ぜひ調査していただきたいという事も強く要請してあり、現在

都において調査中でございます。

十三番(大久保一郎君) 議長

議長(中西虎蔵君) 十三番

十三番(大久保一郎君) 非常に健康保険とか、国保の問題が数年来問題になってきており、先般も私から申しあげましたが、今回医療機関指定の取り消しというのを、多分診療所をはじめ七機関が健康保険法第四十三条の十二項の規定により、七月三十一日付けをもって診療機関の指定を取り消されております。この内容を申しあげてみますと、一般の会社の名義を提供いたしまして、はじめからそれを請求してあるという事、それから一ヶ月に五、四件と引き受け請求が三十三件発見され、毎月一ヶ月に百万円という請求が八十万円減じて二十万円となり、カルテの請求も、一見カルテらしく作てありますが、中には全然カルテ形式ではなく、メモ程度の形式をもつてやてあるという状況であります。又

国保関係ではおそろく関係官庁で調査されておると思いますが、埼玉縣入間郡日高町においては、国保の表彰式を行なったところ、入間の方が表彰されなかったという関係から町当局に対して異議を申し立て、ところが、めんたは、かゝつてあるという事ですが、私はじめ家族も全然かゝつておらないというので、調べたら、年間八十万円という金がかゝつてあるという事実があることを見まして、先般の東京新聞の五パーセントの二五〇万円と言っておりますが、昭和旅行機において昨年八月からさういう問題に対策をたてておりますが、数ヶ月後家族の方で二十三万一千円、一般被保険者で三百七十万円の金額の中、三十七万円という金額が減じられてあるという状況で、ございます。町予算から三百万円とが一般会計から国保に支出されてあり、国保の運営上ならばともかく、国保というのは、町金銭の人ではなく、一部の人のためであり、大体は健康保険に加入してあると思ひます。そうした

不正請求のために支出されてある事は、今後これが重なるという事は、今後問題になるのではなからうかと考へます。又、こういう事によつて発覚されて金が動くという事になれば、さらに二百五十万円、三百万円という金が動き、消防自動車一台位問題なく買えるのじやないか。又、教育予算に使用しても、大きな金額であると思ひます。こういう大きな国保の運営に対しては、町長としては、今後どのような考へ方をもちてあるか、お願いいたします。

議長(中西虎蔵君) 石川町長

町長(石川常太郎君) 自席から失礼いたします。甚だ、うかつで、ございまして、もし、本当に不正がございまして、ならば、誠に申訳けない次第で、ございします。だいが、保険料がかさみますので、これは、大変な事になると考へておりました。都に参りまして、相談した訳で、ございしますが、保険部長にお目にかかりまして、相談したところ、町では、とにかく踏みこんで、調査す

る権利はないわけでございます。都にも願います以外にしかたがない訳でございます。人数も制限があつて、非常に多忙であるという事で延びてあるわけでございます。その前にも請求書をこちらに持参しまして検査をしております。今までも時々参りしましたが、請求に基づきまして「昨日、二十七日に二人参りまして、さらに嚴重な調査をしまして参りましたし、又その時できなかったものは、都へ持参して、全部やりかゝります。昨年のものまでやつてもらいたいというように考へてお願いはいたしました。結局再審査に提出するということ事でございます。再審査に提出いたしましたして、その後はずりいたしたいと思っております。なお、今後おましたものは、都の保官が忙しい場合は、こちらからも参りまして、全部審査していただくようにいたしたいと思っております。この点十分配慮いたしまして、間違ひのないようにしたいと思っております。

十三番大久保二郎君 議長

議 長(中西虎蔵君) 十三番

十三番(大久保二郎君) 医師の全部が全部悪いという事ではなく、非常にまじめな医師もあるし、一部であらうと思いますが、全国的にこうした事態があるのかは、わかつたが、たゞでたから監査請求するという事でなく、できないための対策をたてるべきじゃないかと私は考へます。これは「医療メモ」なり、あるいは「医療確認等」を行なうなりあるいは問題が出てから、その人だけを調べるといふ事でなく、むしろ今後こういう事態が起きないような対策を、そういう罪をきせないような方法をとつて、町財政を助けるのが、安当ではないが、新聞に出たからやるんじゃない、今後これから起きないような対策を立て、いたゞきたい事を強く要望いたします。

議 長(中西虎蔵君) これにて、質疑を終結いたします。おはかりいたします。